

独立行政法人国立病院機構
名古屋医療センターにおける

治験等の申込要領
(電磁化対応版)

作成日 :

2018. 07. 13

2018. 10. 22

2019. 02. 07

2019. 05. 21

2020. 05. 01

2021. 06. 01

2021. 10. 01

2022. 04. 01

2023. 01. 04

I. 治験に関わる組織について

1. 治験事務局	
事務局長	薬剤部長 吉田 知由
担当者	治験主任 井上 裕貴 (内線 6657) 薬剤師 永田 翔子 (内線 6811) 業務班長 (治験契約担当 沖田 陽一) 事務員 縣 明美 (内線 6279) 事務員 石井 阿由子 (内線 6279)

2. 治験審査委員会事務局 311-chiken@mail.hosp.go.jp	
事務局長	薬剤部長 吉田 知由
担当者	治験主任 井上 裕貴 (内線 6657) inoue.hirotaka.mj@mail.hosp.go.jp 薬剤師 永田 翔子 (内線 6811) nagata.shoko.yj@mail.hosp.go.jp 事務員 縣 明美 (内線 6279) agata.akemi.mu@mail.hosp.go.jp 事務員 石井 阿由子 (内線 6279) ishii.ayuko.sy@mail.hosp.go.jp

3. 治験薬・治験機器・治験製品管理	
治験薬・治験機器・ 治験製品管理者	副薬剤部長 林 誠
主な担当者 (治験薬管理・治験機器 管理・治験製品管理補助 者)	副薬剤部長 薄 雅人 (治験薬調剤の責任者)、(治験薬オーダーリング 担当) 治験主任 井上 裕貴 (内線 6657) 治験主任 宮川 慶子 (内線 6662) 薬剤師 永田 翔子 (内線 6811) 薬剤師 山田 紗由美 (内線 6680)
<p>治験薬等の納品は薬剤部で受領します。</p> <p>治験薬等の払出と管理表への記録は薬剤部の薬剤師が行います。</p> <p>治験薬の返納は、CRC より治験薬管理補助者・治験機器管理補助者に返納されます。</p> <p>治験薬管理補助者・治験機器管理補助者・治験製品管理補助者が薬剤部の治験薬等の保管場所への返納と管理表の記載を行います。</p> <p>・ 治験薬管理ファイル、治験薬搬入・回収等については、山田、永田、井上が担当になります。</p>	

【研究管理室・CRC室 訪問規制】下記の時間帯にお願いします。但し、緊急時を除きます。

<訪問> 午前9時30分～12時00分、午後1時30分～午後4時30分（要アポイント）

<電話> 午前9時～12時00分、午後1時30分～午後4時30分

※ 治験審査委員会開催日（原則、第1水曜日午後3時から開催）の訪問は、終日受け付けません。また、電話連絡も極力ご遠慮下さい（午後2時以降は不可）。

4. 治験審査委員会の委員について

治験審査委員会委員名簿は委員名簿をご確認ください。

※ 委員のうち弁護士の方は、当院の顧問弁護士ではありません。

5. その他

- 治験審査委員会事務局へのご連絡は宛先に 311-chiken@mail.hosp.go.jp を含めて下さい
- 書類の提出は、提出期限までに到着すれば、郵送・宅急便で結構です。
- 書類の記載内容の確認は、メールでも可能です。
- 初回申請時は 紙資料も pdf 資料締切日（Agatha 施設文書保管+IRB（以下「Agatha」）の締切）までに提出してください
- IRB 申請書類提出締切当日の 10:00 までに Agatha に登録頂いた資料、かつ審議事項として電子メールにてご連絡頂いたものを、当該月の IRB 審査対象とします。（安全性情報の責任医師の見解の締切も同日です。※）
※書式 16 を提出する際は、可能な限り責任医師の見解を記載（添付）してご提出ください。
- 課題番号を付与された後メールの件名は【課題番号】要件記載 としてください。
IRB の資料を Agatha に登録した際の連絡は、必ず「〇月 IRB(管理番号) Agatha 登録のお知らせ」としてしてください。)
- Agatha への登録方法等、具体的な運用については「手引き Agatha の利用について」をご参照ください。

II. 申込手順、提出書類、提出方法

当院では Agatha を使用して、治験関連文書の電磁化を行います。

「治験に係わる標準業務手順 書補遺：治験手続きの電磁化における手順書」に則り運用いたします。Agatha に対応できない場合は別途ご相談ください。

1. 治験新規申請時

■全体の流れ

治験の相談① (Feasibility 調査)	正式な選定調査の前に、Feasibility 調査を行いたい場合は、治験主任にご相談ください。
-------------------------	---



治験の相談② (選定調査)	治験責任医師と治験について合意する前に、治験事務局に治験の相談をすること。プロトコルが固定前でもOKです。プロトコルは審査書類提出までに固定され、治験責任医師と合意していれば良い。
---------------	--



治験責任医師との合意	合意書、秘密保持契約書、Financial Disclosure 等の原本を治験責任医師が保管する必要がある場合、 <u>治験事務局で保管しますので、治験事務局に送る旨を治験責任医師にお伝えください。</u>
------------	--



同意説明文書作成	担当 CRC が確定次第、同意説明文書（当院の雛型）に依頼者版の同意説明文書の内容を落とし込んだ同意説明文書の電子媒体について治験事務局員を CC に入れて、担当 CRC に送ってください。その後、CRC・治験責任医師と協力し、同意説明文書を F IX させてください。
----------	---



事前ヒアリング	<p>治験主任と CRC（2～3名）が対応します。事前ヒアリングの日程調整は、治験事務局と調整してください。</p> <p><u>※原則、IRB の 2 か月前までに行います。</u></p> <p><事前に提供いただく資料></p> <p>プロトコル（紙媒体 7 部、電子媒体）を治験事務局に郵送ください。</p> <p>必要書類 1、5、6、7、22（電子媒体）を治験事務局にお送りください。</p>
Agatha のアカウント発行	<p>治験事務局にて、合意書、ヒアリングの確認が取れたら、Agatha のアカウント発行を行います。</p> <p>Agatha のアカウント登録用紙をご提出ください。</p>



スタートアップミーティング	<p>治験責任医師、分担医師、CRC、治験依頼者のほか、関係部署（看護部、薬剤部、臨床検査科、放射線科等）の担当者が集まり、プロトコル、説明文書、実施上の問題点を検討し、治験実施の可否を決定します。</p> <p>※準備する資料及び部数は、CRC に確認してください。</p>
---------------	--



IRB 審査資料の提出	<p>原則、治験審査委員会開催日の 2 週間前 までに申請書類を Agatha へアップロードし、必要書類を治験事務局に提出してください。申請書類の記載内容の事前確認はメールでも可能です。</p>
IRB 審査資料の配付	<p>治験事務局は、受理の翌週に資料を治験審査委員会事務局に提出する。</p> <p>治験審査委員会事務局は、資料を確認の上、開催日の 1 週間前までに各委員に届くよう審査資料を配付する。</p>



IRB 開催	毎月、第 1 水曜日に開催
--------	---------------



結果通知書の発行 院長へ答申・決裁 契約締結	承認後（修正の上承認の場合は、修正確認後）、契約締結となります。依頼者押印済みの契約書をご提出下さい。 研究管理室より治験担当者に契約書を郵送します
------------------------------	---



治験薬等の搬入	治験薬担当者と調整してください。
必要物品の搬入	CRC と調整してください。



キックオフミーティング	治験依頼者、治験責任医師が担当部署（主に病棟・外来）に治験の説明を行い、治験分担医師・関係職員に周知徹底する
-------------	--



治験開始

■必要書類について

No	書類名	IRB 審査	事務局提出
1	ヒアリングシート		○
3	契約書		○
5	ポイント表		○
6	GRC 賃金表		○
7	受託研究積算書		○
11	治験依頼薬品（機器・製品）要約書		○
12	被験者紹介レター		○
13	治験・製造販売後臨床試験 患者連絡票		○
14	治験事務局管理用資料		○
21	治験分担医師氏名リスト（参考書式 5）	○	
22	予定される治験費用に関する資料（当院様式）	○	
23	被験者への支払に関する資料（当院様式）	○	
24, 25	同意説明文書及びその他の説明文書	○	紙媒体 20 部
26	治験要約（HP 掲載用）		○
27	ゲノム・遺伝子解析を伴う治験 IRB 審査用資料 （ある場合。当院の書式使用。）	○	
28	治験で使用する（院内非採用の）医療機器・医療材料	○	
31	治験依頼書（書式 3）	○	
32	治験責任医師の履歴書（書式 1）	○	
33	治験薬概要書	○	
34	治験実施計画書	○	紙媒体 20 部
35	被験者の健康被害に対する補償に関する資料	○	
36	被験者の募集手順（広告等）に関する資料（ある場合）	○	
37	被験者の安全に係わる報告（必要時）	○	
38	治験審査委員会が必要と認める資料（必要時）	○	
39	IRB における責任医師の説明資料		紙媒体 20 部・ PDF

注）IRB 審査資料および治験事務局提出資料は、Agatha にて保管（登録）をお願いします。

留意点

12：被験者紹介レター

治験責任医師から他院へ被験者候補となる患者の紹介を依頼するレターを送付するため、治験の要約を作成してください。他院の医師宛に送付するものであり、一般に広く被験者募集を行う広告ではありませんので、IRB 審査は不要とします。現在実施中の治験から移行する継続試験、院内のみで候補患者が十分にいる場合など、他院からの紹介患者からの組み入れを想定しない場合には作成不要です。被験者リクルート方法について責任医師と協議の上、作成しない場合にはその旨を事務局にお伝えください。

(様式あり)

26：治験要約 (HP 掲載用)

ホームページに掲載するための治験要約を作成してください。被験者募集広告となりますが、当院 IRB 審議課題においては、当院様式の雛形を審査済みのため、当院様式を用いる場合には個別での審査不要です。ホームページへの掲載を行わない場合には作成不要です。被験者リクルート方法について責任医師と協議の上、作成しない場合にはその旨を事務局にお伝えください。(様式あり)

https://crc.nnh.go.jp/clinical_trial_services/patient2/aboutclinical_part3/

34：治験実施計画書

実施医療機関の名称及び所在地、治験責任医師となるべき者の氏名及び職名並びに各実施医療機関を担当するモニター（モニターが複数である場合にはその代表者）の氏名、職名及び電話番号等の医療機関に特有の情報について治験実施計画書の別冊とされている場合は、当該医療機関に係るもののみでも良い。

39：IRB における責任医師の説明資料

ヒアリングまたはスタートアップ時に CRC に説明されるハンドアウトの資料を、治験責任医師に提供し、使用されるスライドのみに抜粋してもらってください。確定した資料 (PDF) を治験事務局にご提出ください。

当院に採用のない医療資材（点滴ルート、輸液ポンプ、採血管、心電図など）を用いて治験を行う必要がある場合は、その旨を説明資料の最後に記載してください。説明のない資材は使用できません。初回 IRB までに間に合わない場合は、変更申請で IRB 審議が必要となります。

当院に採用のない医療資材については、原則 IRB までに責任医師、CRC と調整をお願いします。

★審議資料ではないので、書式 3 への記載は不要です。

★治験責任医師の説明時間は 5 分を目安にしてください。

■提出期限

審査を希望する治験審査委員会開催日の2週間前までに提出する(4月(5月開催の治験審査委員会)と12月(1月開催の治験審査委員会)は別に定める日まで)。

書類に不備・不足がある場合は、審査を翌々月以降に繰り延べます。

■提出先 → 治験事務局 (Agatha)

■提出方法

治験依頼者は、治験審査委員会開催日の2週間前までに申請書類をAgathaへアップロードし、必要書類を治験事務局に提出する

必要書類

IRBにおける責任医師の説明資料、治験実施計画書(日本語版)、同意説明文書、については、紙媒体20部の提出が必要です。各1部を1つのクリアファイルにいれたものを20部作成し、提出をお願いいたします。紙ファイル等への綴じ込みは不要です。

■治験実施期間と治験契約期間について

①治験実施期間

実施計画書に記載された治験開始日～実施計画書に記載された治験終了日

②治験契約期間

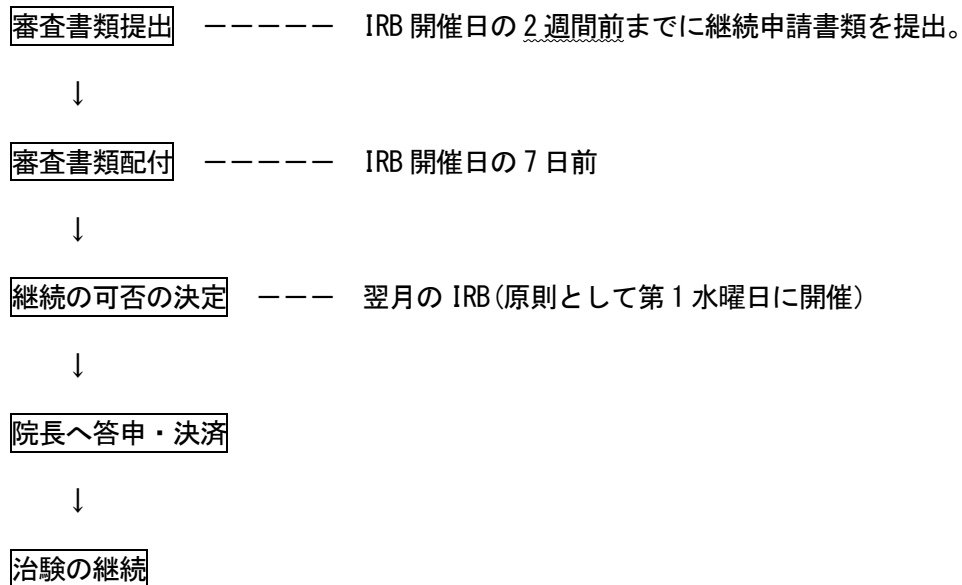
治験開始日(「契約締結日」と記載)～当センターでの治験の終了予定日*

* 名古屋医療センターでは、契約書に記載されている治験契約期間の最終日までに症例報告書、治験終了報告書等の提出をしていただきます。それ以降は、担当医師や治験協力者が当該治験に関する業務やモニタリングに対応することはできません(治験依頼者の監査、規制当局の調査への対応を除く)。もし、契約期間終了後にモニタリング等が必要となった場合は、原則、申請書の提出と費用の請求が発生いたします。

2. 治験実施状況の審査

治験実施状況の審査は、「2. 治験期間中の継続審査時(翌年度への継続申請)」で審査いたしますが、契約日等の関係で「2. 治験期間中の継続審査時(翌年度への継続申請)」の審査では1年を超えてしまう場合があります、その場合は随時審査を行います。時期については事務局にご相談下さい。

■全体の流れ



■提出先 → 治験事務局 (Agatha)

■提出期限

下記の書類を、治験審査委員会開催日の2週間前までに提出する。
書類に不備・不足がある場合は、審査を翌々月以降に繰り延べます。

■提出書類

- ・ 治験実施状況報告書 (書式 11)

<留意点>

原則、継続審査は1月の治験審査委員会にて行います。12月から開始されるような治験については、例外的に審査をする場合もあります。

別途、治験事務局より継続審査に関して、連絡いたします。

1月中に終了報告書(書式17)の提出が可能な課題は、継続審査は不要です。

3. 契約期間中の症例追加

契約期間内の治験の契約症例数を増やす場合は、必要に応じて症例追加として元の治験契約書の変更を「覚書」として作成し対応します。

原則、症例追加に伴う IRB 審査は実施いたしません。

但し、症例追加の申請には次のような条件がありますので留意してください。

- 元となる治験契約書の契約症例数、契約金額の項以外を変更できない。
- 原則、現在契約中の全症例数を実施(少なくとも同意を取得)していること。

■全体の流れ

審査書類提出



院長へ答申・決済



契約の締結

契約締結のため研究管理室より治験担当者に連絡しますので、依頼者押印済みの覚書をご提出下さい。当院の手続きが完了後に覚書は担当者宛にお送りいたします。



新規症例の登録

■提出先 → 治験事務局 (Agatha)

■提出期限

原則として、随時受け付けます。

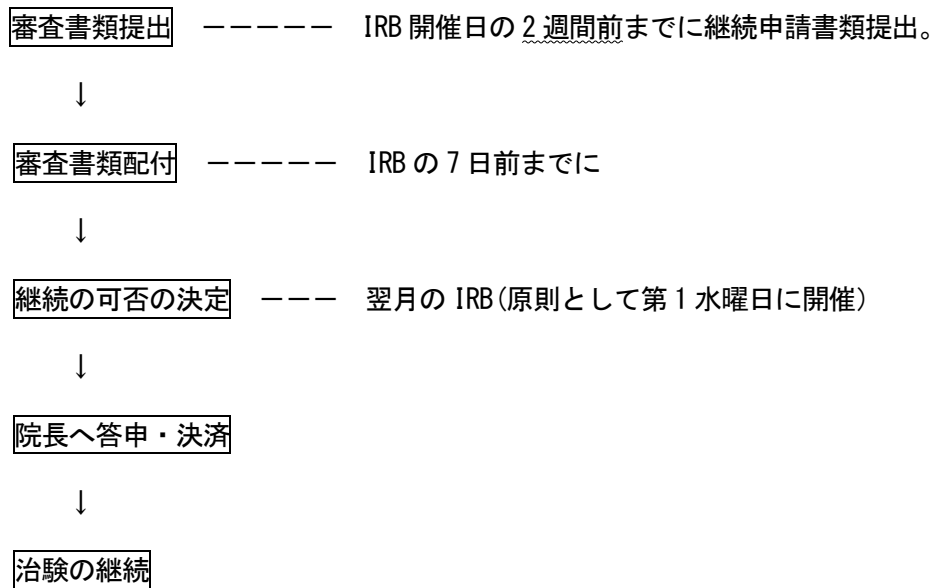
■提出書類

- ・覚書

4. 治験に関する変更申請の依頼

- 実施計画書、同意説明文書、治験分担医師等の変更時に提出してください。
- 次のような軽微な変更については、迅速審査で審査します。
誤植の修正、不整合の修正、治験体制の変更、社内体制の変更、治験分担医師の追加等
(詳細については、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター治験取扱規程及び
治験審査委員会規程 細則を参照してください)
- 同意説明文書のみの変更は、治験依頼者欄は、“該当せず”と記載して問題ありません。
同意説明文書を含まない変更は、治験責任医師欄は、“該当せず”と記載してください。
責任医師欄に責任医師名の記載がある場合でも、当院の押印省略の運用の(記録の作成)の
「責任医師が作成する書類」には該当しないと見なすので、責任医師への変更内容の承諾を
必ずお取りください。

■全体の流れ



■提出先 → 治験事務局 (Agatha)

■提出期限

下記の書類を、治験審査委員会開催日の 2 週間前までに提出する。
書類に不備・不足がある場合は、審査を翌々月以降に繰り延べます。

(1) 治験実施計画書、または治験薬概要書の変更

■提出書類

- ・ 治験に関する変更申請書（書式 10）
- ・ 変更前後の比較表（治験薬概要書の変更で、比較表がない場合は、変更概要でも可。）
- ・ 変更後の実施計画書、または治験薬概要書

* 英語版が正本の場合でも、原則英語版・日本語版は同時に申請してください。

* 治験薬概要書の場合、英語版の治験薬概要書と日本語の変更対比表があれば、申請可能です。

(2) 同意説明文書の変更

■提出書類

- ・ 治験に関する変更申請書（書式 10）
同意説明文書の変更については、治験依頼者の承認を必要としないので、
治験責任医師のみの提出する「治験に関する変更申請書（書式 10）」だけでも可。
- ・ 変更前後の比較表
- ・ 変更後の同意説明文書

(3) 治験責任医師の変更

■提出書類

- ・ 治験に関する変更申請書（書式 10）
- ・ 治験責任医師の履歴書（書式 1）
- ・ 治験分担医師氏名リスト（参考書式 5）

* 参考書式 5 は、新治験責任医師名で作成してください。

* 説明文書・同意文書も変更必要です。

(4) 治験分担医師の追加

■提出書類

- ・ 治験に関する変更申請書（書式 10）
- ・ 治験分担医師氏名リスト（参考書式 5）

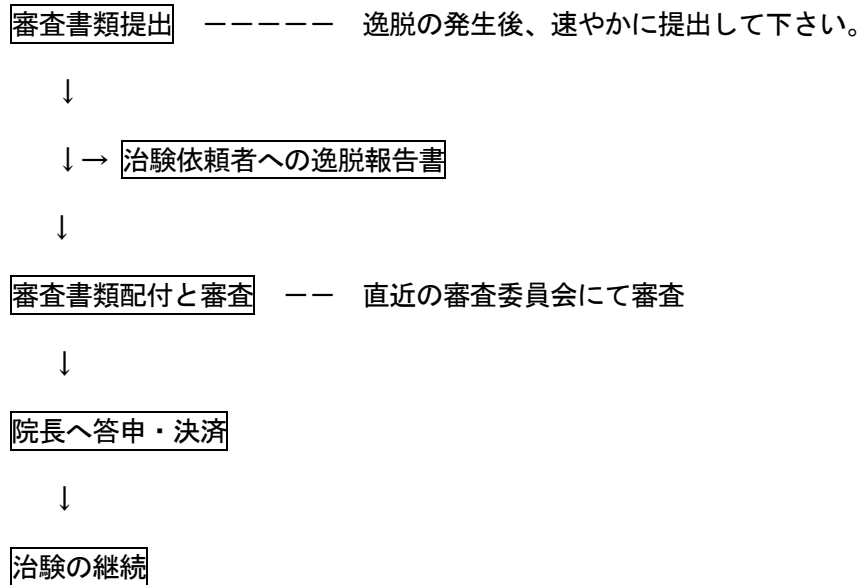
治験分担医師の削除のみの場合は、書式 10 および参考書式 5 の作成は不要です。実施体制に影響を与える場合は、IRB 審査が必要となりますので、書式 10 および参考書式 5 の作成してください。NHO-CRB で審査される課題では書式 10 および参考書式 5 の作成および NHO-CRB での審査が必要となります。

5. 治験実施計画書からの逸脱報告書

被験者の緊急の危険を回避するためのものである等、医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行った場合に提出してください。

治験審査委員会において、「逸脱に対する承認」の審査を行います。

■全体の流れ



■提出先 → 治験事務局 (Agatha)

■提出期限

下記の書類を、逸脱発生後、速やかに提出する。

書類に不備・不足がある場合は、審査を翌々月以降に繰り延べます。

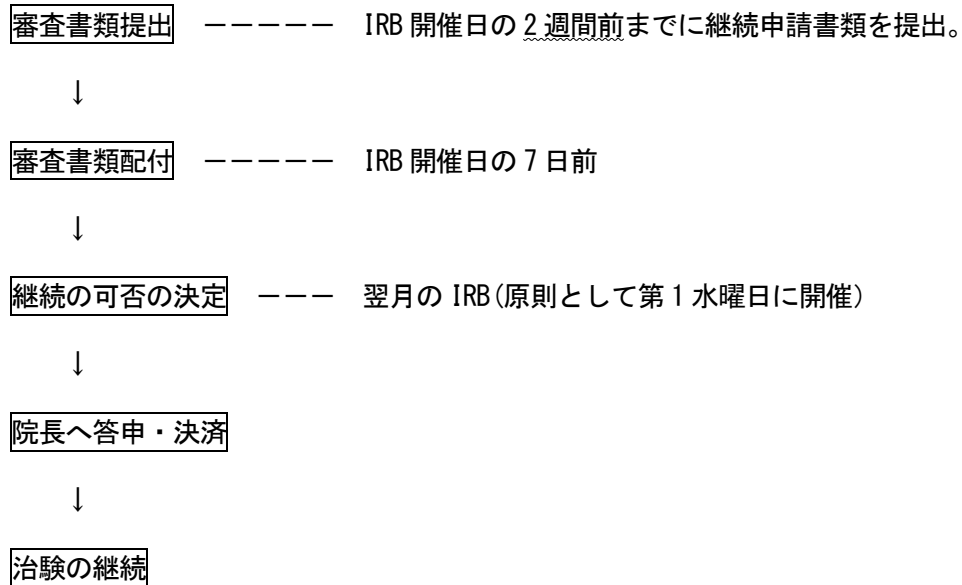
■提出書類

・緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書（書式8）

原則、緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書（書式9）の提出もお願いします。

6. 新たな安全性に関する情報の入手による審査の依頼

■全体の流れ



■提出先 → 治験事務局 (Agatha)

■提出期限

下記の書類を、治験審査委員会開催日の 2週間前までに提出する。
書類に不備・不足がある場合は、審査を翌々月以降に繰り延べます。

■提出書類

・安全性情報等に関する報告書 (書式 16)

○添付資料

ラインリスト、症例票等

※ 個別報告の場合は、症例票の提出は必須といたしません。

(個別報告以外の安全性情報については、詳細を添付してください。)

※ 書式 16 には、必ず責任医師見解をつけてください。書式 16 内への直接記載、添付資料での記載
いずれでも構いません。責任医師見解も含め、提出期限内にご提出ください。

Ⅲ. 審査後の書類について

治験は、原則として毎月第1週の水曜日に開催する治験審査委員会で審査され、院長の決裁を経たのち契約締結します。契約書、覚書等は治験依頼者の押印後に、治験事務局に提出して下さい。院長の決裁後に、治験事務局で契約書に院長の押印、治験責任医師の署名(または記名・押印)をし、請求書を作成し、担当者に連絡または郵送します。

IV. 記入上の注意事項

1. 治験責任医師の所属、氏名

治験の実施について合意を得た治験責任医師の所属名および氏名を記載する。

所属は、各科診療科名あるいは臨床研究センターです。

治験審査委員会の構成委員でも結構です。その場合、当該委員は当該治験の審査及び決定には立ち会いません。

2. 治験の実施期間と治験の契約期間

●実施期間：実施計画書に記載された治験開始日～実施計画書に記載された治験終了日

●契約期間：契約開始予定日～契約終了予定日

契約開始予定日：「契約締結日」と記載して下さい。

契約終了予定日：ケースカードの固定と回収に要する期間や、その後のモニタリングの実施などを勘案して、治験終了予定日より遅い日付を設定することを推奨いたします*。もし、依頼者側に問題がなければ、治験終了予定日の年度の最終日（3月31日）として下さるようお願いいたします。

※名古屋医療センターでは、原則として契約書に記載されている治験契約期間の最終日までに症例報告書、治験終了報告書等の提出をしていただきます。

それ以降は、担当医師が当該治験に関する業務やモニタリングに対応することはできません（治験依頼者の監査、規制当局の調査への対応を除く）。

もし、契約期間終了後にモニタリングが必要となった場合は、申請書の提出と費用の請求が発生いたします。

3. 受託研究費積算書（書式 N3）

研究費の積算の詳細は「独立行政法人 国立病院機構名古屋医療センター受託研究費算定要領」を参照してください。

4. 治験関係書類

・同意説明文書について

同意説明文書は、当センターの標準的な説明文書に従って治験責任医師と打ち合わせの上で提出して下さい。詳細は、別添の「標準 IC 文」を参照してください。また、当センターでの同意書の宛先は「名古屋医療センター 院長 殿」として下さい。

被験者への健康補償に関する説明文書は、同意説明文書と一体型としてください。

- ・ 治験・製造販売後臨床試験患者連絡票について

治験課題名には、治験依頼書に記載した治験課題名を記入して下さい。太線内の各項目を記入して下さい。

5. 治験事務局管理用資料

事務局でのデータ管理に使用しますので、ご記入をお願いします。

V. 治験薬・治験機器・治験製品（以下、治験薬等）について

1. 治験薬等の処方印の作成

原則として、電子カルテシステムによるオーダーリングで処方されますので、処方印は必要ありません。

2. 納品と必要書類

治験薬等は、治験薬管理補助者と日程調整を行い、薬剤部へ納品して下さい。

製造販売後臨床試験で試験薬に市販薬を使用しない場合も同様にしてください。

尚、治験薬等の処方は、電子カルテシステムによるオーダーリングで行います。治験薬等納品から電子カルテシステムに登録するまでに5営業日が必要ですのでご注意ください。

また、下記の書類を治験薬管理補助者に郵送してください。

■提出先 → 治験事務局

■提出書類

30穴バインダー（A4 30穴ハーフポケットファイル）に、次の提出書類を綴じ込んで下さい。

- 治験薬等納品・受領書
- 治験薬等管理手順書(SOP)
- 併用禁止薬一覧表
- 治験薬等管理表(事前に治験薬管理補助者と調整した治験薬管理表を提出して下さい。)
- その他、治験薬等保管に関する文書等の必要な文書

3. 管理について

① 治験薬等に関わる者について

治験薬等管理者	副薬剤部長 林 誠	指名書あり ※ 閲覧のみ可能
治験薬搬入・ 回収等担当者	治験主任 井上 裕貴 治験主任 宮川 慶子 薬剤師 永田 翔子 薬剤師 山田 紗由美	左記のメンバーに対して IWRS の ID 発行の手続きをお願いします。
治験薬管理補助 者	薬剤部長を除く薬剤部所属の全ての 薬剤師 ※ CRC 室・研究管理室所属の薬剤師 (治験薬搬入・回収担当者を含む)	※ デリゲーションリストやト レーニングリストの作成が必要 な場合は、治験事務局からリス トを入手してください。

- ② 保管場所：薬剤部調剤室(24時間薬剤師が常駐、夜間は施錠)
- ③ 温度記録：室温、恒温槽、冷蔵庫(自記温度記録計と1日1回の温度チェック表)

HPに温度記録を公開しています。

https://crc.nnh.go.jp/clinical_trial_services/drug_trials/kiroku-2/

4. 治験薬管理表について

治験薬等納品後に、治験依頼者の様式を参考にして治験薬管理補助者が作成します。

5. 返却・廃棄について

治験依頼者は、治験終了後、速やかに治験薬等の回収を行って下さい。

治験薬等(試験薬を含む)の返却は、治験薬等管理補助者が行います。

治験薬を当院での廃棄を希望される場合は、「治験薬廃棄に関する手順書」を確認し、治験薬等管理補助者にご相談ください。

VI. 治験の実施に必要な文書等

■提出先

治験責任医師またはCRC

■提出書類

- 症例報告書
- 治験・製造販売後臨床試験患者連絡票
- 治験依頼薬品(機器)要約書
- 併用禁止薬一覧表

■提出部数

契約症例数分

VII. 直接閲覧(モニタリング・監査)について

1. 注意事項

① 直接閲覧の日時の制約について

- ・時間帯は、原則として 9:30~12:00、13:00~16:30 です。当日中にカルテをカルテ室に返却する必要があるため、時間厳守をお願いします。
- ・治験審査委員会開催日は原則、直接閲覧の申し込みを受け付けません。
- ・モニタリングの申込については、原則、1 試験 1 ブースとしますが、必要な場合は複数ブースの予約は可能です。ただし、同日に他試験の申込が多い場合は、1 ブースに変更させていただきます。

② 電子カルテ閲覧について

<申請書類について>

初めて電子カルテを閲覧される場合、個々の利用者ごとに利用申請が必要となりますので、以下の資料の提出をお願いします。

- 病院情報システム利用申請書
- 病院情報システム利用誓約書
- ID カード用の顔写真

<留意点>

・電子カルテ閲覧には ID カードが必要となります。ID カードがない方は、直接閲覧ができませんので、早めの申請をお願いします。ID カードの作成期間は、申請後 2~3 週間かかります。

ID カード用の顔写真を jpg ファイルでメールにてお送り下さい。

・顔写真のファイル名は、モニター担当者の氏名として下さい(例: 国立 太郎.JPG)。サイズは 100KB 前後をお願いします。

・ID カードの作成費用として 1 枚(試験毎)につき、5,000 円(税抜き)の費用を頂戴いたします。(別途契約が必要です)

・R-SDV については、別途申請が必要です。

・申請資料の提出先は、治験事務局にご確認ください。

③ モニタリングまたは監査目的以外の原資料の直接閲覧について

モニタリングまたは監査目的以外の原資料の直接閲覧は認められません。ただし、担当 CRC を介した間接閲覧、症例報告書のみの確認、事務局必須文書の確認については申込書を提出する必要はありませんので、担当 CRC や事務局に相談して下さい。

④ モニターまたは監査担当者に指名されていない者の直接閲覧について

モニターまたは監査担当者に指名されていない者の直接閲覧は認められません。モニター認定前の研修中のモニター予定者については、担当モニターに同行することは認めますが、直接閲覧は認められません。（間接閲覧は問題ありません。）

<On-the-job-training (OJT) の申込方法について>

OJT を希望される場合、モニターは、モニター責任者名で作成した OJT の依頼書（自由書式）を治験事務局に提出してください。（OJT 該当者の所属・氏名、OJT を依頼する理由等を記載してください）

間接閲覧される方は、「病院情報システム利用申請書」の提出は不要ですが、「病院情報システム利用誓約書」の提出が必須となります。

⑤ 契約期間終了後にモニタリングについて

治験の契約書に記載されている契約期間終了後にモニタリングが行う場合は、別途契約（費用が必要）が必要です。治験事務局にご相談下さい。

2. モニタリングの申込手順

- ① HP より SDV 室の空き状況を確認し、CRC または医師と日程を調整して下さい。
- ② 必須文書、治験薬管理表等の閲覧の日程調整は担当 CRC と調整して下さい。
- ③ 日程調整後、参考書式 2 を To:寺井 (terai.kimiyo.az@mail.hosp.go.jp) CC:井上、永田、縣、石井宛で提出して下さい。

・参考書式 2 の確認欄は、使用しない運用とするため、事務局からの連絡はありません。

・参考書式 2 は、実施日の 3 営業日前までに提出してください。提出期限までに提出されない場合、キャンセルさせていただくことがあります。

・モニターの指名書（指名記録）などは、初回申込のみ添付して下さい。

3. 監査の申込手順

- ① 治験事務局と日程及び監査スケジュールを調整して下さい。
- ② 日程調整後、参考書式 2 及び監査スケジュール表を To:寺井 (terai.kimiyo.az@mail.hosp.go.jp) CC:井上、永田、縣、石井宛で提出して下さい。

※参考書式 2 の確認欄は、使用しない運用とするため、事務局からの連絡はありません。

- ③ 監査担当者が電子カルテを直接閲覧される際は、担当者毎に ID カードの申請が必要です。

④監査担当者が Agatha を閲覧される際は、監査用アカウントを発行しますのでお知らせください。

Ⅷ. 治験の研究会等への参加について

・ 医師や CRC 等に治験の研究会あるいは判定委員会などへ出席を要請する場合は、出席を依頼する医師や CRC 等に対して研究会や判定委員会などのプログラムを添付した出席依頼（院長宛と参加者宛）を送付して下さい。

・ 交通費、宿泊費等の実費弁償に相当するものは、治験依頼者が負担するものとします。なお、「指導料等」の支払については、原則として認められませんが、研究会等の内容によっては、「講演等承認申請書」を提出し決済を受けることにより承認される場合もありますので、事務局にご相談下さい。

・ WEB での研究会等への参加を依頼する場合も、下記の書類の提出をお願いいたします。

<提出書類>

- 招聘状 （院長宛）
- 招聘状 （参加者宛）
- プログラム

<提出先>

参加者